

岩手県告示第47号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた大船渡港港湾計画を次のとおり変更した。

平成22年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 港湾計画の変更の概要

小型船だまり計画

漁業活動の利便性の向上のため、漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

赤土倉地区

物揚場	水深2メートル	延長	95メートル（既設）
船揚場		延長	140メートル（既設の変更計画）
北防波堤		延長	165メートル（既設）
南防波堤		延長	70メートル（既設）
ふ頭用地		面積	0.2ヘクタール（既設）
泊地		面積	0.2ヘクタール（既設）

既設

物揚場	水深2メートル	延長	95メートル
船揚場		延長	20メートル
北防波堤		延長	165メートル
南防波堤		延長	70メートル
ふ頭用地		面積	0.2ヘクタール
泊地		面積	0.2ヘクタール

2 港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び大船渡地方振興局土木部